

さがえり支援助成金

東日本大震災および福島第一原発事故の影響で避難されているみなさまには避難元の家族と面会する機会も限られている事と思います。特に2重生活をされている母(父)子避難など世帯分離されているご家族は生活費の負担も大変ですよ。

この助成金は一時帰省だけでなく、帰還のための準備や帰還の際の交通費にもご利用いただけます。どうか、みなさまのお役に立てますように。



支援内容	福島県 以外 の避難者世帯への旅費支援 (単身世帯 10,000 円/一人・家族世帯 8,000 円/一人)
支援規模	年度を通して 45 世帯程度
スケジュール	募集期間： 第1回 ：平成 30 年 6 月 2 日～ 7 月 6 日 (第 3 回まで予定しています) 利用期間：平成 30 年 6 月 2 日～平成 31 年 3 月 31 日
支援対象者	東日本大震災及び原発事故の影響で福島県以外から沖縄県へ避難された世帯 ※母(父)子避難、母(父)子家庭・生活保護受給の方・高齢の方・障がいがある方などを優先させていただきます。
申込み	「Eメール」で、下記項目を記載し送付してください。 ①代表者氏名②利用人数③連絡が取れる携帯電話番号④往復の予定経路⑤利用予定時期 ⑥避難前の住所 (居住県市区町村まで) ※件名に【第 1 回 さがえり支援助成金】と明記してください。 Eメール：jangara31@yahoo.co.jp
手続き	お申込みいただいた後、沖縄じゃんがら会事務局に來所して頂き、必要事項を記入して頂きます。 ※離島や遠方(金武町・恩納村より以北)の場合は郵送にて対応致しますので、ご相談ください。
支援金の請求	旅程終了後、すみやかに下記書類を持参してください。関係書類受領後、内容を精査し、申込者の指定口座に支援金を振り込み又は事務所にてお渡し致します。 提出書類 ① 航空券の半券または利用証明書 ② 領収書 (支援金額と同等又はそれ以上の金額分のみ) ③ アンケート (様式をお渡し致します。) ④ 振込先 (ゆうちょ銀行) 口座連絡票 (通帳コピーを添付)
留意事項	・申請手続きに係る書類の提出は義務です。特段の理由なく提出しなかったり、提出が遅れた場合は支援金をお渡しできない、または返還を求める場合があります。 ・支援決定後、利用できなくなった場合は沖縄じゃんがら会事務局へ速やかに連絡してください。支援対象者から他の避難者など第三者への権利譲渡はできません。



【問合せ】 沖縄じゃんがら会事務局 (開所時間：月～金 10 時～16 時)

※土曜日は予約となりますのでご連絡ください。

〒901-2121 沖縄県浦添市内間 2-10-8 Tel.080-6498-6720